

報道発表資料  
平成19年6月21日  
気 象 庁

## **10月1日から緊急地震速報の 一般への提供を開始します**

緊急地震速報につきましては、この秋からの一般への提供開始を目指し、関係府省庁と協力しつつ周知・広報、利活用の推進に取り組んできたところです。

気象庁では、緊急地震速報の一般への提供開始予定日を本年10月1日といたしました。今後とも、提供開始に向けて各種行事・訓練の機会等を利用し周知・広報に努めるなど、準備を進めて参ります。

問い合わせ先：

気象庁地震火山部管理課 （03-3212-8341 内線 4505）

## **(参考 1)**

# **「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」 最終報告(平成19年3月) (抜粋)**

## **(中間報告以降の進捗状況)**

### **2 中間報告における検討課題への対応**

#### **(5) 広く国民への緊急地震速報の提供開始時期**

緊急地震速報は、適切に活用されれば地震災害の軽減に役立つ情報であると考えられることから、できるだけ早く広く国民への提供を開始すべきである。一方で、緊急地震速報の提供に伴い混乱や損害等が発生するおそれもあり、提供に当たってはこれを防止するための手段を講じることが必要である。

緊急地震速報提供に伴い混乱や損害等が発生するのは、緊急地震速報を受信した人が、どのような行動をとるべきかがわからず、不安を覚え、結果として不適切な行動を起こすことによるものと考えられる。従って、混乱や損害の防止のためには、2(2)で述べた緊急地震速報利用に当たっての「心得」を如何に普及させるかが鍵になると考えられる。

この「心得」の普及のためには一定の周知期間が必要であり、特に集客施設については、各施設の管理者が施設利用者の対応のあり方を定め、これを施設利用者に周知することが必要であり、その準備のための期間が必要である。

以上を勘案すると、この最終報告が確定した後、広く国民への緊急地震速報の提供開始時期を見据えて、緊急地震速報の特徴、限界や「心得」について、これまで以上に周知・広報を推進し、緊急地震速報についての国民の理解を深めることが不可欠であると考えられる。このため、「心得」等の周知及び利用に向けた準備として、6ヶ月程度の期間を置いた後、広く国民への緊急地震速報の提供を開始することが適当であると考えられる。ただし、提供開始までに、モデル実験の結果等から新たな課題が見出された場合や周知の状況が混乱・損害防止の観点から不十分と判断される場合には、気象庁において提供開始時期の見直しも含め、柔軟に計画を見直すことも必要であると考えられる。

## **(参考 2)**

### **緊急地震速報提供開始までの予定(案)**

|                           |                                       |
|---------------------------|---------------------------------------|
| <b>6 月 21 日</b>           | 中央防災会議(提供開始予定日の公表)                    |
| <b>7 月～8 月</b>            | お天気フェア・防災フェアなど各種イベントの機会を利用した周知・広報の実施  |
| <b>8/30～9/5</b><br>防災週間前後 | 緊急地震速報を組み込んだ各地の地震防災訓練                 |
| <b>9 月上旬</b>              | 認知度調査(第 2 回)                          |
| <b>9 月中下旬</b>             | 周知が十分でない事項があれば重点的に周知・広報(情報の特徴、利用の心得等) |
| <b>10 月 1 日 (月)</b>       | 提供開始 (予定日)                            |